

看護の質の向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ (抜粋)

4. 看護職員の確保について

- 看護職員の需給見通しについては、医療制度を取り巻く変化を踏まえ策定しているが、第六次需給見通しについては5年の見通しとなっている。一方、診療報酬の改定はおおむね2年に一度行われており、当該改定の内容が必ずしも需給見通しに反映されていない状況がある。このため、次期看護職員需給見通しの策定にあたっては、看護職員に対する需要の増加を十分に把握し、現行制度を前提としつつ、できる限り制度改正などの情勢を踏まえて見直すことも含め検討すべきである。また、社会保障国民会議において将来のマンパワーの推計も示されていることから、少子化による養成数の減少などを踏まえた長期的な需給見通しについても検討するべきであり、そのためには、長期見通しを検討するための研究も必要である。
- 看護職員需給見通しの策定にあたっては、少子高齢化、医療の高度化などにより、看護職員の需要の増加が見込まれる一方で、18歳人口は激減するため、看護職員確保対策の強化は喫緊の課題である。
- 看護職員確保のためのこれまでの取り組みのうち、今後は離職防止策を一層強化するとともに、より効果的な確保対策を打ち出し、実行することが重要である。
- 約55万人いると推計される潜在看護職員の再就業を促進すべきである。現在、潜在化している看護職員の所在を把握するための手段はないことから、例えば、働く意向がある、あるいはいずれは働きたいという意欲がある潜在看護職員を中心に把握するための仕組みについて、検討すべきである。

- 離職の防止、再就業の促進を図るため、多様な勤務形態の導入、24時間保育や病児保育、放課後の子どもの預かり場所なども含めた院内保育所の整備などの勤務環境の改善を進めるとともに、ライフサイクルに応じた働く場についての相談窓口（ナースキャリアセンター）の設置や出張相談、ハローワークの活用など、就労継続及び再就業への支援体制を強化し、また定年後の人材活用（セカンドキャリア）や男性の看護職員の増員を図るなど、新たな看護職員確保策も含め総合的に推進することは喫緊の課題であり、これまで以上に積極的に取り組むべきである。

- これらを総合的に勘案して、第七次看護職員需給見通しを策定すべきである。

看護職員確保対策の経緯

- 昭23 保健師助産師看護師法制定
厚生省医務局に看護課設置
- 昭26 保健師助産師看護師法改正。
准看護師制度ができ、今日の骨格が形作られた。
看護師等養成所施設整備事業（自治体、公的）創設
- 昭31 行政機構改革による中央省庁再編により看護課廃止
- 昭33 「基準看護」制度創設→看護体制の充実化
- 昭35 看護師の労働条件改善を要求する全国規模の病院ストライキ
- 昭36 国立病院療養所勤務の看護職員の労働時間 週48時間→週44時間
国民皆保険制度創設
- 昭37 修学資金貸与補助制度の開始
- 昭38 看護師養成施設整備費の拡充
医療制度調査会中間報告「医療制度全般についての改善の基本方策」
・需給計画策定、財政援助（奨学制度、施設整備、運営費）、未就業者の活用対策を促進すること
厚生省医務局に看護課を再設置
- 昭40 全医労要求に対する人事院判定
・夜勤2人以上、月平均8回以下（二八体制）
- 昭42 未就業看護師講習会の開始
- 昭44 参・社労委「看護職員の不足対策に関する決議」採択
・養成機関の拡充整備、夜間勤務の改善、人事院判定の実行 等
- 昭45 看護師等養成所運営費補助開始
看護教員養成講習会開始
国立病院等で3年計画で看護師を増員
- 昭47 看護師共同利用保育施設整備費補助開始
- 昭48 看護制度改善検討会報告
・看護業務の明確化、看護需要の再検討、処遇改善、潜在看護師の活用、勤務条件の改善、看護大学の設置推進等

昭49. 2 第一次看護師需給計画策定

○社会保障長期計画懇談会において作成

○背景：慢性的看護師不足

○特徴

- ・ 5ヶ年計画（昭49～53）
- ・ 看護師、准看護師及び病院に勤務する助産師を対象として算定
- ・ 諸外国における看護師数等の数値を参考にして計画

	昭49		昭53
必要数見込	421千人	→	489千人
就業者数見込	393千人	→	490千人
実績	387千人	→	479千人

昭49 病院内保育施設運営事業（補助金）の助成

昭50 全都道府県にナースバンク設置

「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護師、保母等の育児休業に関する法律」公布（昭51 施行）

昭52 看護研修研究センター設置

ILO総会「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約」（149号条約）を採択

昭54 民間養成所の建替整備補助開始

昭54.9 第二次看護師需給計画策定

○看護体制検討会において作成

○背景：地域別、設置主体別、施設規模別の看護婦需給の格差

将来的に予想される看護婦需要の増大への対応

○特徴

- ・ 7ヶ年計画（昭54～60）
- ・ 現行の関連諸制度及びその実態を考慮したよりきめ細かいものとした。

	昭54		昭60
必要数見込	562千人	→	663千人
就業者数見込	515千人	→	664千人
実績	507千人	→	668千人

昭59 看護体制検討会「看護体制の改善に関する報告書」

- ・ 看護チーム体制の強化、保健師・助産師の男性への対象拡大の検討、勤

務体制・夜勤体制の配慮、労働条件・就業環境の改善、在宅ケアの推進、
教育訓練の充実

昭62 看護制度検討会報告書

- ・養成の促進、専門看護婦（士）の育成、訪問看護婦（士）の育成、看護
教員の養成体制の確立、保健婦資格の男性への対象拡大、生涯教育の充
実強化、看護管理者の認定システムの確立 等

平元 教育課程の見直し（男女区別の撤廃、老人看護学の専門科目化等）
（平成2年度から実施）

国家試験の改善（状況設定問題の採用等。平2年3月試験から変更）

平元. 5 看護職員需給見通し策定

○背景：患者数の増、複数夜勤の普及等による看護職員の養成確保
医療計画策定の義務付け（昭60年医療法改正）による病床の増加の伴
う看護職員の需要の影響

○検討会設置せず

○特徴

- ・7ヶ年計画（昭63～平6）
- ・保健師、助産師、看護師及び准看護師を対象
- ・各都道府県が地域住民の需要を反映し策定した需給見通しを基礎とする

	昭63		平6
必要数見込	831千人	→	935千人
就業者数見込	766千人	→	935千人
実績	778千人	→	962千人

平元 高齢者保健福祉推進10か年戦略策定（ゴールドプラン）

平3 保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告

- ・検討の方向性 社会的評価の向上、労働条件の改善、養成力の強化、潜在
マンパワーの就業促進、サービス供給体制の改善
- ・看護職員需給見通しを早急に見直すべき

平成4年度保健医療・福祉マンパワー対策大綱決定

法案化の方針を明示

「看護の日」の制定

老人保健法の改正 老人訪問看護制度の創設（施行は平4）

平3. 12 看護職員需給見通しの見直し

○背景：「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）の策定による医療・福祉マンパワーの大幅な確保の必要性、労働条件の改善（週40時間、週休2日制、夜勤回数の軽減、育児休業）に伴う看護職員の需要増

○検討会設置せず

○特徴

- ・10ヶ年計画（平3～12）
- ・各都道府県の需要数・供給数の見込みを基に策定

	平3		平12
需要数見込	932千人	→	1,159千人
就業者数見込	858千人	→	1,159千人
実績	852千人	→	1,165千人

平4 育児休業法成立

看護師等の人材確保の促進に関する法律成立

看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針の策定

看護職員生涯教育検討会報告

- ・生涯教育の体系と内容、方法を提言

ナースセンター事業（補助金）創設

平5 看護職員離職防止特別対策事業（補助金）創設

（平8～看護職員確保対策特別事業に拡充）

保健師助産師看護師法の改正 男子の保健業務への就業を可能

看護業務検討会報告書

- ・他職種等との業務連携、看護業務の効率化・合理化、働きやすい勤務体制のあり方等

平6 少子・高齢社会看護問題検討会報告書

- ・看護基礎教育の充実、生涯教育の充実、介護問題と看護職員需給見通しの点検、看護婦等の名称変更の検討

エンゼルプランの策定

新ゴールドプランの策定

看護師宿舍施設整備事業創設

看護師勤務環境改善施設整備事業創設

平7 育児休業法改正（育児・介護休業法）

- 平 8 教育課程の見直し（在宅看護論、精神看護学の設定、専任教員配置の充実等）
 准看護師問題調査検討会報告
 ・ 21世紀初頭の早い段階を目途に看護師養成制度の統合に努力
- 平 9 介護保険法成立（平 12年施行）
- 平 11 准看護師の移行教育に関する検討会報告
 ・ 教育期間を短縮した移行教育を提言
 准看護師の資質の向上に関する検討会報告
 ・ カリキュラムの拡充、教員体制の充実
 教育課程の見直し（高校及び専攻科における看護師養成課程の設置、准看護師教育課程、教育体制の充実等。平 14年度から施行。）
 新エンゼルプランの策定
 ゴールドプラン21の策定

平12. 12 看護職員需給見通し

- 看護職員の需給に関する検討会で作成
- 背景：介護保険制度の実施など、看護職員を取り巻く環境の大きな変化、21世紀初頭における看護職員の計画的・安定的確保
- 特徴
 - ・ 各県の積み上げを基に流入出等のマクロ調整
 - ・ 医療提供体制の変革期であること、介護保険制度が施行後5年を目途に検討されることを踏まえて5年

	平 13	→	平 17
需 要 数	1, 217千人	→	1, 306千人
供 給 数	1, 181千人	→	1, 301千人
実 績	1, 188千人	→	1, 308千人

- 平 13 看護職員就労確保総合支援事業（補助金）創設
 保健師助産師看護師法の改正（障害者の欠格条項の見直しと守秘義務規定の整備）（平 13年施行）
 保健師助産師看護師法の改正（名称変更）（平 14年施行）
 育児・介護休業法改正（子どもに対する看護休暇制度の導入、育児中の時間外労働の制限等）

平15 教育課程の見直し（2年課程通信制の創設。平16年度から施行）

労働者派遣制度の改正（紹介予定派遣の解禁）

新たな看護のあり方に関する検討会報告書

- ・平14年9月の中間まとめで、静脈注射を診療の補助と位置付け
- ・最終報告で、看護師等は、医師の包括的指示の下で、療養生活支援の専門家として、的確な看護判断と適切な看護技術の提供を行うべき。そのための資質向上が必要

看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書

- ・到達すべき看護技術教育の内容と範囲の明確化、臨地実習の実施要件等の明確化

看護師等養成所の教育活動に関する自己評価指針作成検討会報告書

- ・自己評価指針の提示

次世代育成支援対策推進法の成立

平16 新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書

- ・新人看護職員研修到達目標、指導指針を提示

平17 医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会報告

- ・法改正等を念頭に置いた検討
- ・免許保持者の届出義務、新人看護職員研修、専門性の向上等

平17. 12 看護職員需給見通し

○第六次看護職員需給見通しに関する検討会において策定

○背景：看護業務が複雑多様化し、その業務密度が高まっていること、患者本位の質の高い医療サービスの実現する必要があることから、看護職員の質・量とも確保することが求められているため。

○特徴

- ・関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て需給見通しに係る検討の場を各都道府県に設置。
- ・短期労働者（パート・アルバイト等）について常勤換算
- ・助産師についても需給見通しを策定

（看護職員）

平18

平22

需要見通し数 1,314千人 → 1,406千人

供給見通し数 1, 272千人 → 1, 391千人
(助産師)

	平18		平22
需要見通し数	28千人	→	30千人
供給見通し数	26千人	→	29千人

- 平18
- ・保健師助産師看護師法の改正（①看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務への対応、②名称独占、③行政処分を受けた看護職員に対する再教育（①②は平19年4月、③は平20年4月施行））
 - ・医療法等の改正（①助産所における嘱託医師及び連携医療機関の確保（平19年4月施行）、②看護記録（①②は平19年4月施行））
 - ・外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律（外国人看護師等の臨床修練 平成19年4月施行）
 - ・看護基礎教育の充実に関する検討会（カリキュラム改正）
- 平19
- ・看護基礎教育のあり方に関する懇談会
看護職が備えるべき資質とそうした資質を備える看護職を養成する看護基礎教育の充実の方向性を提示
 - ・新人看護職員研修のあり方に関する検討会
 - ・看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業
 - ・助産師養成所（定時制）開校促進事業
- 平20
- ・「看護の質の向上と確保に関する検討会」中間とりまとめ
 - ①看護教育のあり方について
 - ②新人看護職員の質の向上について
 - ③チーム医療の推進について
 - ④看護職員の確保について
 - ・新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業
 - ・在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業
 - ・助産師確保地域ネットワークづくり推進事業
 - ・院内助産所・助産師外来のための医療機関管理者及び助産師研修事業
 - ・院内助産所・助産師外来設備整備・施設整備事業（公的立及び民間立分）
 - ・病院内保育所施設整備事業（公的立及び民間立分）

平成 2 1 年度看護職員確保対策予算について

医政局（補助金等） ※国立高度専門医療センター関係	（平成 2 0 年度予算額） 8, 4 4 3 百万円	→	（平成 2 1 年度予算額） 9, 3 8 2 百万円	（対前年度比 111.1%）
------------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	----------------

1. 看護職員確保対策の総合的推進 5 百万円

- ⑧ 看護職員需給見通しに関する検討会（第 7 次） 5 百万円
看護職員の中長期的な需給見通しについて検討を行う。

2. 資 質 の 向 上 8 6 2 百万円

- (1) 看護職員資質向上推進事業 5 2 1 百万円
各々の段階に応じた研修を実施し、体系的な資質の向上を推進する。
- ① 新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業 1 5 6 百万円
医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人看護師に対する研修をモデル的に実施する。
- ② 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業 1 0 1 百万円
医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人助産師に対する研修をモデル的に実施するとともに、研修指導者に対する実務研修事業を実施することにより資質の向上を図る。
- ③ 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成の充実 1 7 7 百万円
がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。
- ④ 看護職員専門分野研修事業（団体実施分） 6 2 百万円
高度な看護実践を学ぶことのできる実習施設において、特定の看護分野における専門的な技能を習得させ、専門性の高い看護師の育成を図る。
- (2) 訪問看護モデル事業 1 4 9 百万円
訪問看護を推進するための検討を行う。
- ① 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討 9 7 百万円
在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方（多機能サービス）について検討を行い、訪問看護の推進を図る。
- ② 在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業 5 3 百万円
医療依存度の高い在宅療養者に対して、多様なニーズに対応するため訪問看護と訪問介護の一体型サービス提供体制をモデル的に実施し、提供のあり方について検討を行う。

3. 離職の防止・再就業の支援 4 2 7 百万円

- (1) 助産師確保総合対策事業の充実 1 2 3 百万円
産科診療所への就業のための啓発普及を行うとともに、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進する。
- (2) 看護職員確保モデル事業 7 8 百万円
（看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業）
約 5 万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。
- (3) 中央ナースセンター事業 1 4 3 百万円
求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。
- ・看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業
看護職員確保のため、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例の収集・紹介、医療機関の人事・労務担当者に対する普及研修を実施するとともに、導入した場合の評価・検証を行う。

4. 養 成 力 の 確 保	4, 9 4 9 百万円
-----------------------	---------------------

- (1) 看護師等養成所運営費 4, 9 0 9 百万円
民間立養成所の運営に対する補助。
- (2) 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進 2 5 百万円
看護師養成所2年課程(通信制)の新たな設置に対する支援等。
- (3) 助産師養成所開校促進事業 1 3 百万円
助産師養成所の新たな開校に対する支援。
- (4) 学生実習国民向けPR経費 2 百万円
看護学生の実習についての理解及び協力を求めるための広報を行う。

5. 医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)	3 5, 7 8 5 百万円の内数
---------------------------------	--------------------------

- ・ 看護教員等資質向上推進事業 1 9 3 百万円
看護教員養成等講習会、実習指導者講習会等を行い教育指導者等の育成を図る事業の実施。
- ・ 看護職員専門分野研修事業(都道府県実施分) 4 7 百万円
高度な看護実践を学ぶことのできる実習施設において、特定の看護分野における専門的な技能を習得させ、専門性の高い看護師の育成を図る。
- ・ ⑩協働推進研修事業 3 5 0 百万円
医師及び看護師等の連携と協働を推進するため、看護師等に対し能力の研鑽のための研修を行う。
- ・ 訪問看護推進事業 1 3 3 百万円
訪問看護の充実に向けた在宅ターミナルケアの推進、相互交流研修などに対する支援を行い、訪問看護の推進を図る。
- ・ ⑩訪問看護管理者研修事業 3 0 百万円
訪問看護事業所の看護の質の向上及び人材育成等を図るため、管理者の管理能力向上のための研修を行う。
- ・ ⑩高度在宅看護技術実務研修事業 9 3 百万円
医療機関に勤務する看護師や潜在看護師に対し、高度な看護技術が提供できる熟練訪問看護師とともに在宅療養者を訪問し、在宅特有の高度医療の技術の習得・連携について研修を行う。
- ・ 看護職員確保対策特別事業 7 3 百万円
看護職員確保の総合的な促進や、看護職員の就労確保に向けた総合的支援等の特別事業の実施。
- ・ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業 4 5 百万円
都道府県に助産師確保・養成策や医療機関等の連携方法等について協議する「助産師確保連絡協議会」を設置し、確保体制を構築する。
- ・ 院内助産所・助産師外来開設のための医療機関管理者及び助産師研修事業 1 8 1 百万円
産科を有する病院等に「院内助産所・助産師外来」の開設を促進するため、医療機関管理者及び助産師への研修を行う。
- ・ 病院内保育所運営事業 1, 9 9 4 百万円
子供を持つ看護職員、女性医師等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業の環境整備のための病院内保育施設(民間立)の運営に対する補助の実施。
- ・ 看護師等養成所初年度設備費等(公的立及び民間立分)
- ・ 院内助産所・助産師外来設備整備事業(公的立及び民間立分)

6. 医療提供体制施設整備交付金(交付金)	9, 8 6 0 百万円の内数
------------------------------	------------------------

- ・ 看護師等養成所施設整備費等(民間立分)
- ・ 院内助産所・助産師外来施設整備事業(公的立及び民間立分)
- ・ 病院内保育所施設整備事業(公的立及び民間立分)